

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二―三―四一

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則
人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(審議官)	(審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ)

第八条 事務総局に審議官二人を、人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を置く。

2 事務総局に置く審議官は、命を受けて、事務総局の事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

ティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官)

第八条 事務総局並びに人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を、事務総局に公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を、職員福祉局に職員団体審議官一人を、人材局に試験審議官一人を置く。

2 事務総局に置く審議官は、命を受けて、第四条の各課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(削る)

(削る)

4 | 公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

5 | サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行わ

(削る)

れる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

6 | 職員団体審議官は、命を受けて、職員団体に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、職員団体からの意見聴取その他の関係事務を総括整理する。

(削る)

7 | 試験審議官は、命を受けて、試験に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(公文書監理官)

第八条の二 事務総局に、公文書監理官一人(関

(新設)

係のある他の職を占める者をもって充てられる

ものとする。)を置く。

2 | 公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

(サイバーセキュリティ・情報化審議官)

第八条の三 | 事務総局に、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置く。

2 | サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定す

(新設)

るサイバーセキュリティをいう。第十二条の四
第一号において同じ。）の確保並びに情報シス
テムの整備及び管理並びにこれらと併せて行わ
れる事務の運営の改善及び効率化に関する重要
事項についての企画及び立案に参画し、関係事
務を総括整理する。

（職員団体審議官）

第八条の四 職員福祉局に、職員団体審議官一人
を置く。

2 職員団体審議官は、命を受けて、職員団体に
関する重要事項についての企画及び立案に参画
し、職員団体からの意見聴取その他の関係事務
を総括整理する。

（新設）

(試験審議官)

第八条の五 人材局に、試験審議官一人を置く。

2 試験審議官は、命を受けて、試験に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(政策立案参事官)

第八条の六 (略)

2 政策立案参事官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進及び人事行政に関する政策の評価についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

(人事課の所掌事務等)

(新設)

(政策立案参事官)

第八条の二 (略)

2 政策立案参事官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

(人事課の所掌事務等)

第十一条 (略)

2 人事課に、人事戦略室を置く。

3 人事戦略室に、室長を置く。

4 人事戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第一項第二号に掲げる事務のうち次に掲げるもの

イ 人材の確保、育成及び活用に関する基本的な方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

ロ 人事評価に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）

ハ 研修、能率及び災害補償に関する事務

第十一条 (略)

2 人事課に、能率厚生管理室を置く。

3 能率厚生管理室に、室長を置く。

4 能率厚生管理室は、第一項第二号に掲げる事務のうち人事評価に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）並びに研修、能率及び災害補償に関する事務、同項第三号に掲げる事務並びに同項第四号に掲げる事務のうち表彰に関する事務をつかさどる。

二 第一項第三号に掲げる事務

三 第一項第四号に掲げる事務のうち表彰に関する事務

(人事企画官)

第五十条 (略)

2 人事企画官は、人事院の職員の総合的かつ長期的な人事管理に関する計画の企画及び立案並びに当該人事管理に関する調整に関する事務(人事戦略室の所掌に属するものを除く。)を行う。

(職員福祉企画調整官)

第五十三条 職員福祉局職員福祉課に、職員福祉企画調整官一人を置く。

(人事企画官)

第五十条 (略)

2 人事企画官は、人事院の職員の総合的かつ長期的な人事管理に関する計画の企画及び立案並びに当該人事管理に関する調整に関する事務を行う。

第五十三条 削除

2 職員福祉企画調整官は、命を受けて、第二十条第一項第一号に掲げる事務を行い、同項第二号に掲げる事務及び第三号に掲げる事務（勤務時間調査・指導室の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

（人材企画調整官）

第五十五条 人材局企画課に、人材企画調整官一人を置く。

2 人材企画調整官は、命を受けて、第二十九条第一項第一号に掲げる事務（人材確保対策室の所掌に属するものを除く。）を行い、同項第二

第五十五条から第五十八条まで 削除

号及び第三号に掲げる事務に関する重要事項の
企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた
事項の企画調整に関する事務を行う。

第五十六条から第五十八条まで 削除

(次席試験専門官)

第五十九条 (略)

2 次席試験専門官の数は、二人以内とする。

3 (略)

(教授)

第七十三条 研修所に、教授十一人(うち十人

は、関係のある他の職を占める者をもって充て
られるものとする。)を置く。

2 (略)

(次席試験専門官)

第五十九条 (略)

2 次席試験専門官の数は、三人以内とする。

3 (略)

(教授)

第七十三条 研修所に、教授十二人(うち十人

は、関係のある他の職を占める者をもって充て
られるものとする。)を置く。

2 (略)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。